役員の選任に関する規程

［　制定　平成 26 年５月 29 日
　最終改定　令和７年５月 22 日　］

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人におい・かおり環境協会（以下「本協会」という。）定款第23条に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の選任に関して必要な事項を定めるものである。

（理事会及び運営検討会議の責務）

第２条　理事会は、本協会の次期役員の選任に関する業務を執行する。

２　理事会は、自薦又は他薦により提出された理事立候補届又は理事候補届の受理の可否に関する確認を運営検討会議に付託し、その結果に基づいて理事候補者を決定する。

（役員候補者の選出方法）

第３条　本協会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

一　理事候補者は第４条に定める要件を満たす者とし、その選出方法は自薦及び他薦による候補者から理事会の議決により選出する。

二　監事候補者は第４条に定める要件を満たす者とし、その中から理事会の議決により選出する。

（役員候補者の資格要件）

第４条　役員候補者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

一　海外に在住していないこと又は任期中海外に在住する見込みがないこと。

二　本協会会員にあっては、本協会の年会費が未納でないこと。

２　正会員営利法人又は正会員公益法人のいずれかに所属している者で、個人正会員でない者は、その法人が前項の要件を満たしており、登録代表者の許可を得ている場合に該当する法人につき１名まで役員候補となることができる。

３　前項の場合に、登録代表者の許可とは、「様式１」に示す役員候補許可証が事務局に提出されていることをいう。

（推薦者の資格要件）

第５条　推薦者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

一　第７条の公示を行った時点以降も本協会の正会員であること。

二　本協会の年会費が未納でないこと。

三　理事に自薦で立候補するものでないこと。他薦の場合、被推薦人が他の候補者を推薦するこ

とを妨げない。

四　推薦する理事候補者が1名であること。

２　正会員営利法人又は正会員公益法人のいずれかに所属している者であって、個人正会員でない者は、その法人が前項の要件を満たしており、登録代表者の許可を得ている場合に、当該法人につき１名まで推薦者になることができる。

３　前項の場合に、登録代表者の許可とは「様式２」に示す推薦者許可証が事務局に提出されていることをいう。

（理事公募内容の確定）

第６条　理事会は、理事の任期満了日の属する年度の前年度の10月までに以下に定めるものを決定しなければならない。

一　次期の理事の人数

二　任期

三　理事候補の受付開始日

四　理事候補の受付締切日

五　理事候補に関する手続きの内容

六　総会における選任方法

七　投票の詳細

八　その他

（理事改選の周知）

第７条　理事会は、理事の改選実施を以下の媒体を用いて広く周知しなければならない。

一　本協会の機関誌

二　本協会のホームページ

２　前項に挙げる媒体に掲載する号又は期間は以下のとおりとする。

一　機関誌の場合には、理事公募内容の決定した日より公募が締め切られるまでの間に発行されるいずれかの号

二　本協会のホームページの場合には、理事公募内容の決定した日より遅滞なく開始し公募が締め切られるまで

（自薦による理事立候補者届）

第８条　理事に立候補しようとする者は、「様式３」の公益社団法人におい・かおり環境協会理事立候補者届出書及び「別紙」の履歴書に必要事項を記入し、指定した期日までに本協会に提出しなければならない。ただし以下の事項に該当するものは無効とする。

一　理事立候補者の自署及び捺印のないもの

二　理事立候補者の顔写真のないもの

（他薦による理事候補者届）

第９条　理事候補者を推薦しようとする者は、「様式４」の公益社団法人におい・かおり環境協会理事推薦候補者届出書及び「別紙」の履歴書に必要事項を記入し、指定した期日までに本協会に提出しなければならない。ただし以下の事項に該当するものは無効とする。

一　推薦者の自署及び捺印のないもの

二　理事候補者の顔写真のないもの

三　理事候補者の自署及び捺印のないもの

（理事候補者の名簿等情報の公表）

第10条　理事会は、総会の議案として以下の内容で作成した理事候補者名簿をその年度の最後の理事会で決定し、ホームページにて公表する。

一　理事候補者の氏名

二　理事候補者の所属先名称及び職種内容

三　理事候補者の主な活動歴（本協会での活動歴及び所属先での職務経歴）

四　理事立候補者の場合には、立候補の理由及び抱負

五　他薦候補者の場合には、推薦者の会員種別、氏名(法人会員の場合は法人名も記載する)及び推薦理由

六　理事候補者の顔写真

（理事候補者定数未達時の措置）

第11条　理事候補者数が理事会において定めた定数に満たない場合、運営検討会議は、不足する理事数に対して、一定の期間を定めて一回に限り立候補の再受付を行うことができるものとする。

２　前項の手続き方法は、当初候補の受付に準ずるものとする。

（役員の選任方法）

第12条　理事の選任は、総会において次のとおりとする。

一　理事候補者数が、理事会において定めた定数よりも多い場合には、正会員による投票を行う。定款第19条第3項に示す方法により正会員の過半数以上取得した者のうち、定数まで上位の得票数を取得した者をもって選任する。

二　理事候補者数が、理事会において定めた定数と同数、又は定数以下の場合には、正会員による信任投票を行い、定款第19条第3項に示す方法により信を得た者をもって選任する。

三　第１号において、得票数が同数の理事候補者が出た場合には、総会の議長が選出する者を決定することが出来るものとする。

四　投票の方法は、次に掲げるものとし、投票された得票数をそれぞれ合算して決するものとする。

イ　総会に出席した正会員による直接投票

ロ　総会に出席できない正会員による事前投票

五　投票の結果、定款第23条第４項並びに第５項に抵触した場合には、第１号にかかわらず、

当該理事候補者の内得票数の多いものより、定款に抵触しない数のものまでを選任し、それ以外のものは理事候補者から除外され、除外されなかった理事候補者の内から、定数まで上位の得票数を得た者をもって選任する。

２　監事の選任は、次に掲げる正会員による信任投票を行い、投票された得票数をそれぞれ合算して、過半数をもって決する。

一　総会に出席した正会員による直接投票

二　総会に出席できない正会員による事前投票

３　本条第１項第４号ロ及び第２項第２号で定める事前投票をした者が総会に出席した場合、総会当日は投票することができない。

４　総会における理事選任の結果、第７条で定めた理事の員数より少ない場合においても、定款に定める最小員数を下回らなければ、可決した理事の員数をもって理事選出が成立したものとする。

５　総会における理事選任の結果、定款に定める理事の最小員数を下回った場合には、あらかじめ理事会で定めた順位に従って、辞任した理事の内より不足する員数の留任者を留任した理事と定めて、理事選出が成立とする。

６　前号の規定により留任した理事の任期は、後任の理事が決定するまでとする。

７　定款に定める最小員数に足る員数の理事の選任は、当該総会終了後３カ月以内に本規程に則り、理事の選任を行わなければならない。

（事前投票）

第13条　総会に出席できない正会員は、予め投票することができるものとする。ただし、この場合においては次に掲げる条件をすべて満たすことを必要とする。

一　投票は記名投票であること

二　投票は、投票用紙に記載された内容に従って行うこと

三　提出期限の期日までに本協会が受信又は受領できること

２　前項の事前投票は、電子メールによる投票（以下「電子投票」という。）を原則とする。ただし、郵送による投票も可能とする。

３　電子投票は、理由のいかんを問わず、投票用紙の差し替え、取り消しはできないものとする。また電子投票した者は、総会における投票もできないものとする。

４　第２項の郵送による事前投票を希望する者は、予め時間的余裕をもって本協会に申し出て、本協会より郵送された投票用紙を用いて投票を行う。

５　第３項及び前項の投票用紙は、予め本協会が指定した様式を用いるものとし、それと異なる様式の用紙を用いた投票は無効とする。

（事前投票に関わる協会の守秘義務）

第14条　本協会は、事前投票により投票した者の匿名性を確保しなければならない。

２　本協会は、事前投票により提出された投票用紙は事務局において厳重に保管し、総会当日の投票時までの間、その投票総数以外の情報は非公開とする。

（役員の欠員）
第15条　役員に欠員が生じる場合は、直近の総会で欠員数の役員選任を行うことができる。
２　役員選任方法は通常の役員の選任に則して速やかに行うものとする。
３　役員の欠員により、定款で定めた役員の最小員数に欠ける場合には、新たに選任された役員が就任するまで、当該役員がなお役員としての権利義務を有する。

（理事の変更登記）
第16条　理事が選任された後は、２週間以内に理事の変更登記手続きを行わなければならないものとする。

（役員の名簿公表）
第17条　役員が選任されたときは、機関誌やホームページにより速やかに会員へ次の事項を公表するものとする。
一　氏名
二　所属先名称
三　役職名
２　前項各号の内容について役員に異動があったときは、すみやかに最新の名簿情報を公表するものとする。

（委任）
第18条　この規則に定めるもののほか、細目に関する事項は、理事会において別に定める。

（改正）
第19条　この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならないものとする。

附則（平成26年５月29日　定期総会承認）
この規程は、平成26年５月29日より施行する。

附則（令和３年５月27日　定期総会承認）
この規程は、令和３年４月26日より施行する。

附則（令和６年５月28日　定期総会承認）
この規程は、令和６年５月28日より施行する。

附則（令和７年５月22日　定期総会承認）
この規程は、令和７年５月22日より施行する。

（様式１）

役員候補許可証

公益社団法人 におい・かおり環境協会
会長　　殿

貴協会役員選任にあたり、本法人職員＿＿＿＿＿＿を役員候補として許可する。

年　　月　　日

法人名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会員登録代表者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（様式２）

推薦者許可証

公益社団法人 におい・かおり環境協会
会長　　殿

貴協会役員選任にあたり、本法人職員＿＿＿＿＿＿を推薦者として許可する。

年　　月　　日

法人名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会員登録代表者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（様式３）

公益社団法人におい・かおり環境協会理事立候補者届出書

１．届出書の提出日：　　年　　月　　日

２．立候補者調書（詳細は別紙履歴書に記載すること）
①氏名：
②所属先：
（所属先には部署、役職及び職種を明記すること）
③勤務先住所：〒
④連絡先：　TEL/e-mail
（日中連絡が取れるもの、記載したものが自宅なのか所属先（部署、役職を記載）なのかを明記すること）
⑤本協会における役員及び委員会等経験の有無：
（有りの場合は、主な役員及び委員会等の種類及び期間）

⑥立候補の理由・抱負（200 字程度）：
（明瞭簡潔に記述すること。本欄に「別紙」と明記の上、別紙を添付してもよい。）

３．推薦者調書（推薦者が複数の場合、本欄には代表者が記入し、他推薦者は別紙に記入添付すること）
①氏名（自筆）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
②連絡先（日中連絡が取れるもの、記載したものが自宅なのか勤務先（部署、役職を記載）なのか明記すること）
住所：〒
勤務先：
TEL/e-mail：
③立候補者を推薦する理由（200 字程度）：
（明瞭簡潔に記述すること。本欄に「別紙」と明記のうえ、別紙を添付してもよい。）

以上、届出内容には間違いありません。

理事立候補者氏名（自筆）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（様式４）

公益社団法人におい・かおり環境協会理事推薦候補者届出書

１．届出書の提出日：　　年　　月　　日

２．推薦者調書（推薦者が複数の場合、本欄には代表者が記入し、他推薦者は別紙に記入添付すること）

①氏名（自筆）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

②連絡先（日中連絡が取れるもの、記載したものが自宅なのか勤務先（部署、役職を記載）なのか明記すること）

住所：〒

勤務先：

TEL/e-mail：

③推薦理由（200 字程度）：

（明瞭簡潔に記述すること。または本欄に「別紙」と明記のうえ、別紙を添付してもよい）

３．被推薦候補者調書（詳細は別紙履歴書に記載すること）

①氏名（自筆）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

②勤務先：

（勤務先には部署、役職及び職種を明記すること）

③勤務先住所：〒

④連絡先：　TEL/e-mail

（日中連絡が取れるもの、記載したものが自宅なのか勤務先（部署、役職を記載）なのか明記すること）

⑤本協会における役員及び委員会等経験の有無：

（有りの場合は，主だった役員及び委員会等の種類及び期間）

以上、届出内容には間違いありません。

推薦代表者氏名（自筆）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（別紙）

履 歴 書　　年　　月　　日現在

ふりがな		男・女
氏　名		印
生年月日	年　　月　　日生　（満　　歳）	
ふりがな		
現 住 所	〒　　ー	
TEL/e-mail		

脱帽・上半身の写真を添付してください

年	月	学歴・職歴（各別にまとめて書くこと）